

**いわき市立地適正化計画の改定案に対する
市民意見募集（パブリックコメント）の実施結果について**

１ パブリックコメントの概要と結果

(1) 募集期間

令和４年７月２５日（月）～８月８日（月） ２週間

(2) 広報・公開方法（資料の入手方法）

ア 広報

広報いわき７月号への掲載、報道機関への投込み、
市ホームページでの公開

イ 公開方法

市ホームページでの資料掲載、
各支所情報公開コーナー及び都市計画課（本庁舎６階）への資料掲示

(3) 意見の提出方法

任意の様式に意見、住所、氏名、電話番号を記入し、都市計画課へ提出
（直接持参、郵送、FAX、E-mail）

(4) 募集結果

ア 意見提出人数

２名

イ 意見提出件数

３件

「いわき市立地適正化計画の改定案」に対する市民意見の内容及び意見に対する市の考え方

部課等名：都市建設部　都市計画課

No.	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
1	今回の資料では、誘導区域指定等がいわき市内の各地ではなく、常磐地区だけであると誤解させることになるのではないかと。常磐地区以外でも市内各地で同取組みが行われていること、そしてその資料が存在することをホームページアドレスを知らせる等の形で知らせてもよいのではないかと。図でも表でも字が小さすぎ、何が書かれているのかわからない。資料は、内容を知らない人が見るので、資料を見るだけで内容・情報がつかめるように作るとよい。	資料の作成にあたっては、誰もが分かりやすい資料となるよう今後留意いたします。
2	本資料では、常磐地区を対象としているが、なぜ常磐地区にその指定をするのか、なぜ他の地区に「表　都市機能誘導施設」の様な指定をするのかが見えない。表では詳細はあるが、全体像がない。 本市では市内の各地にそれぞれどんな機能を優先して持たせたいか、人を集めて空いた土地をどう使いたい（森林にする、太陽光発電施設を作る等）等も示したり、意見を募集したりしてもよいのではないかと。	常磐地区においては、現在、都市機能増進による市街地再生に向け、湯本駅前において土地利用の再編や公園・道路空間の整備などを検討しておりますが、事業実施区域の一部が都市機能誘導区域に含まれていないことで、事業を進めるにあたって支障をきたしている部分もあることから、これら市街地再生の取組みを踏まえ、都市機能誘導区域の変更を行うものです。また、今後の公共施設のあり方や常磐地区における交流拠点整備の検討状況を踏まえ、都市機能誘導施設のうち、「市民会館」を「地域交流センター」に変更するものです。 都市機能誘導施設の設定にあたっては、令和元年に策定した「第二次いわき市都市計画マスタープラン」（P.28）において、地区ごとに担うべき主な都市機能を示しており、本計画（P.36～39）においては、それに基づき、各地区において維持・誘導する都市機能誘導施設を設定しております。 いただいたご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
3	誘導施設には、「生鮮食品等を扱うスーパー等」の記載がありますが、備考欄には、コンビニや個店を除くと記載があります。そのため、個人事業主の店舗が除かれていると読み取れます。 大型や中型のスーパーなどは、商圈を大きく取ろうという経済性から幹線道路沿いの空き地等に立地してしまいます。なかなか、本当に立地して欲しい市街地の中には、まとまった土地がないため、買い物環境は整わずに、結局は車に依存しないと生活がしにくいのが現状だと思います。 市街地内には、魅力ある個店もあります。コンビニといっても、フランチャイズではなく個人事業の地域に根差したコンビニもあります。商店街が衰退し、暗く、楽しくない雰囲気広がっている地域が市内にはたくさんあります。そんな中でも新しくリノベーションなどを行い頑張っている個店もあります。たくさんある空き地や空き家が、魅力あるお店に変わって、買い物環境が充実し、歩いて楽しいまちになることが重要ではないでしょうか。個店やコンビニについても、誘導する大切な施設に位置付けていただきたいと思います。土地がない市街地には、お願いしてもスーパーは立地しません。 また、チャレンジ店舗は誘導施設に含まれていますが、新規創業者に貸し出す建物だけが対象となっていると読み取れます。リノベーションして新しい分野の事業に挑戦していこうという若い方もいますので、こんなチャレンジをする方々を応援するような計画にして欲しいです。	都市機能誘導施設につきましては、若い世代を中心に多くの世代に選ばれる都市となるよう、まちの中心地である都市機能誘導区域内（生活サービスを誘導するエリア）において、それぞれの地区特性を踏まえて誘導・維持する施設を設定しているものです。 ご意見いただきました、個人事業主の店舗（フランチャイズではないコンビニを含む）につきましては、一体的な個店群の立地によって市街地の限られた土地での商店街の形成が期待されます。また、チャレンジ店舗につきましても、新規創業だけでなく事業再構築への支援を推進することにより、まちの賑わい・活力の創出につながるものと考えられます。ご意見を踏まえ、都市機能誘導施設の種類等の変更について検討いたします。